

## Ⅶ 良好な生活環境の保全

### 1 公害対策

#### (1) 大気汚染

##### ①一般大気の状態

大気を汚染し、人体に健康被害を及ぼすおそれのある代表的な汚染物質には、二酸化窒素や浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化炭素などが挙げられます。東京都は、都内47か所に一般大気測定局を設置し、大気状況を常時監視しています。

市内には中央公民館屋上（小川町二丁目）に測定局があり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、オキシダント、二酸化硫黄及び微小粒子状物質（PM2.5）の測定を実施しています。

その結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては非達成となっています。

【令和2（2020）年度 東京都一般環境大気測定局（小平市中央公民館屋上）の測定結果】

（単位：SPMは $\text{mg}/\text{m}^3$ 、PM2.5は $\mu\text{g}/\text{m}^3$ その他はppm）

	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状 物質 (SPM)	微小粒子状 物質 (PM2.5)	光化学 オキシダント (O <sub>x</sub> )
年平均値	0.000	0.011	0.014	8.8	0.035
2%除外値	0.001	0.025(※)	0.040	23.3(※)	—
達成状況	○	○	○	○	×
多摩平均	0.000	0.011	0.013	9.0	0.033
都平均	0.001	0.013	0.014	9.8	0.031

※は98%値

（東京都環境局）

##### ②二酸化窒素簡易測定

市内全域の二酸化窒素状況を把握するために、市立小学校5、6年生の協力を得て、簡易測定器（フィルターバッジ）を用いた測定を行っています。調査地点は45か所で年2回（例年は6月、11月に実施していますが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により12月、2月に実施しました）延べ90か所です。調査時間は、概ね午前7時から翌日の午前7時までの24時間です。

簡易測定のため単純に環境基準と比較することはできませんが、全ての調査地点で環境基準の超過は見られませんでした。

【令和2（2020）年度 二酸化窒素簡易測定結果】

（単位：ppm）

	第1回 12月	第2回 2月	環境基準
平均値	0.011	0.020	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
最高値	0.035	0.013	
最低値	0.006	0.005	

### ③主要道路沿道大気調査

市では、自動車排出ガスの影響を監視するため、主要幹線道路6路線から毎年度2路線を選定し、沿道の大気調査を行っています。単純に環境基準と比較することはできませんが、いずれの路線でも環境基準の超過は見られませんでした。

【令和2(2020)年度 主要道路 大気状況(6時から翌日6時までの24時間調査)】

道路名	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	交通量 (台)	大型車混入率 (%)
五日市街道 (上水本町地域センター前)	0.010	0.012	11,916	8.5
新小金井街道 (鈴木遺跡資料館前)	0.012	0.012	17,226	15.3

### ④酸性雨調査

酸性雨とは、自動車や工場から大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物により、雨水が pH5.6 以下に酸化する現象です。

【令和2(2020)年度 酸性雨調査月別平均値】 (単位：pH)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小川町	6.1	6.0	6.2	6.4	6.1	6.2	6.1	6.2	6.4	6.5	6.9	6.6

### ⑤光化学スモッグ

光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態を「光化学スモッグ」とよびます。光化学オキシダントは、工場や自動車から排出された窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する汚染物質です。高濃度になると人や植物にも悪影響を与えます。

光化学スモッグ注意報等が発令された場合には、屋外になるべく出ない、自動車等を使用しない、被害を受けたときは最寄りの保健所に連絡するようにしてください。

令和2(2020)年度の多摩北部地域での光化学スモッグ注意報発令回数は2回でした。

### ⑥ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリクロロジベンゾーパラジオキシン(PCDDs)、ポリクロロジベンゾフラン(PCDFs)、コプラナーポリクロロビフェニル(コプラナーPCB)の総称であり、主に廃棄物等の焼却過程で発生すると考えられています。

ダイオキシン類の排出を抑制するためには、廃棄物の減量を進めるとともに、適正な燃焼管理により焼却炉内でのダイオキシン類の生成を極力抑制し、さらに各種技術を組み合わせた排出ガス処理を行う必要があります。

【ダイオキシン類推移】

(単位：pg)

区分	基準値	実施機関	調査地点	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	東京都	立川市錦町	0.017	0.012	0.015	0.018	0.020
			小金井市 貫井北町 (※)	0.016	0.014	0.014	0.014	0.015
			東大和市奈良橋	0.020	0.011	0.014	0.015	0.011
			清瀬市下宿	0.020	0.017	0.020	0.020	0.019
		小平・村山・ 大和衛生組合	小平市中島 地域センター	0.014	0.009	0.010	0.019	0.014
			小平市上水新町 地域センター	0.016	0.008	0.008	0.015	0.010

※小金井市貫井北町は平成 30 (2018) 年 12 月より本町局から測定地点を変更した。

⑦アスベスト

現在は、アスベスト含有製品の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されていますが、過去に使用されたアスベストの大部分は建築材料として、建築物や工作物に使用されています。

アスベストが使用されている可能性のある建築物等の解体・改修等工事は今後も増加し、令和 10(2028) 年頃にピークを迎えると予想されています。

建築物等の解体等工事におけるアスベストの飛散を防止するため、国、東京都、区市町村等は連携して飛散防止対策を推進しています。

建築物の解体・改修等工事を行うときは、あらかじめアスベストの使用の有無を調査し、その有無に関わらず結果を掲示する必要があります。アスベストの使用が明らかになったときは、「大気汚染防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」に基づく届出を行う必要があります。

【アスベスト含有建築物等解体工事の届出件数の推移】

年度	市受付分 (延床面積 2,000 m <sup>2</sup> 未満)	多摩環境事務所受付分 (延床面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上)
2016	3	6
2017	3	11
2018	11	12
2019	3	15
2020	3	18

(2) 水質汚濁

市内を流れる石神井川、玉川上水、野火止用水、新堀用水、砂川用水、小川用水の水質について調査を行い、水質の監視を行っています。

水質調査項目の内、BOD の値は汚れの程度を表す指標として使用されており、魚の成育環境には BOD の値が 5 mg/L 以下であることが望ましく、悪臭発生限界は 10 mg/L といわれています。

石神井川については、小平市内では流量が非常に少なく、降雨の影響等により、数値が上下動しやすく、BOD が高い数値になることや、渇水により採水ができないことがあります。

【令和2(2020)年度 BOD 値】

(単位：mg/L)

調査地点	1 回目	2 回目
石神井川上流 (武蔵野団地)	5.7	3.0
石神井川下流 (めがね橋)	-	-
玉川上水 (茜屋橋)	1.6	1.0
野火止用水 (九道の辻)	2.1	2.1
新堀用水 (商大橋)	1.4	-
砂川用水 (上水本町ビオトープ公園)	1.2	3.0
小川用水 (市役所北側)	1.4	3.1

※-は、水量不足のため測定不可能だった事を示す

(3) 土壌汚染

土壌汚染とは、人の活動によって排出された有害な物質が土中に蓄積されて、土壌を汚染している状態をいい、土壌汚染対策に関する規制は、環境確保条例や土壌汚染対策法で定められています。

環境確保条例では、工場又は指定作業場で有害物質を取り扱い又は取り扱ったことがある事業者（有害物質取扱事業者）が事業を廃止もしくは主要な部分を除却するなどの場合、敷地内の土壌汚染調査を行い、汚染が認められる場合は、東京都土壌汚染対策指針に基づき、汚染拡散防止措置をとらなければなりません（第116条）。また、3,000 m<sup>2</sup>以上の土地において、土地改変者が改変行為をするなどの際は、土地利用履歴調査を行い、汚染のおそれがある場合は敷地内の土壌汚染調査を行い、汚染が認められた場合は汚染拡散防止措置をとらなければなりません（第117条）。

土壌汚染対策法では、工場又は事業場の土地所有者等は、有害物質使用特定施設の使用を廃止する時に土壌調査等が義務付けられています。

【令和2(2020)年度 小平市内の土壌汚染関係の届出】

条例第 116 条	土壌汚染状況調査				汚染拡散 防止措置	完了届 0
	汚染なし 0		汚染あり 0			
条例第 117 条	土地利用履歴調査		土壌汚染状況調査		汚染拡散 防止措置	完了届 0
	汚染の おそれなし 5	汚染の おそれあり 5	汚染なし 0	汚染あり 5		

(4) 騒音・振動

①主要道路沿道騒音・振動調査

市では、道路騒音振動を把握するため、主要幹線道路（6路線）において調査を行っています。1日だけの調査のため、単純に環境基準及び要請限度と比較することはできませんが、騒音については、府中街道で環境基準値を上回っていましたが、すべての地点で自動車騒音要請限度を満たしていました。

また、振動については、全ての地点で道路交通振動要請限度を満たしていました。

【令和2（2020）年度 主要道路 騒音・振動状況（6時から翌日6時までの24時間調査）】

道路名	時間区分	騒音 (dB)	振動 (dB)
青梅街道（花小金井武道館前）	昼	60	42
	夜	56	36
五日市街道（上水本町地域センター前）	昼	69	45
	夜	65	40
府中街道（ふれあい下水道館前）	昼	70	49
	夜	69	46
村山街道（中島地域センター前）	昼	69	49
	夜	65	43
新小金井街道（鈴木遺跡資料館前）	昼	66	31
	夜	64	28
たかの街道（小平市建設事業所前）	昼	67	43
	夜	60	33

※（騒音）昼6時～22時、夜22時～6時 （振動）昼8時～19時、夜19時～8時

※騒音■は、環境基準を上回った値

## ②自動車騒音の常時監視

自動車騒音の常時監視は、幹線道路の沿道における環境基準の達成状況を基準点騒音調査、背後地騒音減衰調査、距離帯別戸数などの調査を基に、評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について騒音レベルを推計し、環境基準の達成割合や超過状況を把握する道路交通騒音の評価方法で、面的評価といわれています。

自動車騒音の常時監視の対象となるのは、幹線交通を担う原則2車線以上の車線を有する道路で、国土交通省が実施している道路交通センサスに基づいて、原則5年に1回測定し、評価を行います。市では主に都道が対象です。

令和2（2020）年度は、調査区間を6区間に分け、環境省の面的評価支援システムを使用し、市内幹線道路の自動車騒音の状況についてシミュレーションを行い、環境基準の達成状況を確認しました。

その結果、昼間・夜間とも環境基準を達成した戸数割合が、杉並あきる野線では96.0%、小平停車場中新田線では90.4%でした。

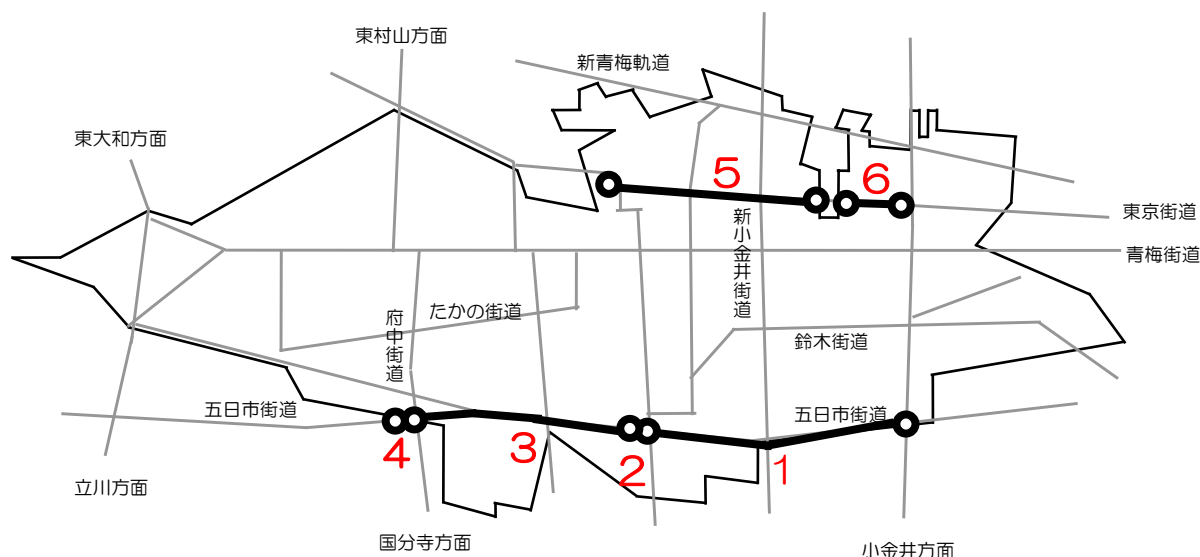
【令和2(2020)年度 騒音測定結果】

番号	路線名	実測の有無	区間延長 (km)	時間区分	騒音 (dB)	交通量 (台)	大型車混入率 (%)
1	杉並 あきる野線	有	1.9	昼夜	66 62	159	15.1
2	杉並 あきる野線	無	0.1	-	-	-	-
3	杉並 あきる野線	有	2.1	昼夜	69 65	261	13.8
4	杉並 あきる野線	無	0.1	-	-	-	-
5	小平停車場 中新田線	有	1.6	昼夜	66 60	160	9.4
6	小平停車場 中新田線	無	0.7	-	-	-	-

【令和2(2020)年度 評価区間環境基準達成状況(住居戸数)】

番号	路線名	全戸数	昼夜とも 基準値以下		昼のみ 基準値以下		夜のみ 基準値以下		昼夜とも 基準値超え	
			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
1	杉並 あきる野線	595	588	98.8	0	0	0	0	7	1.2
2	杉並 あきる野線	0	-	-	-	-	-	-	-	-
3	杉並 あきる野線	1,182	1,116	94.4	38	3.2	0	0	28	2.4
4	杉並 あきる野線	146	143	97.9	3	9.3	0	0	0	0
5	小平停車場 中新田線	889	761	85.6	83	9.3	0	0	45	5.1
6	小平停車場 中新田線	481	478	99.4	2	0.4	0	0	1	0.2

※番号4の評価については番号3の実測結果を代用し、番号6の評価については番号5の実測結果を代用して行った。



### ③航空機騒音調査

市内は航空機騒音に係る環境基準の指定区域に該当していませんが、市では平成 14 (2002) 年度から航空機騒音調査を実施し、その結果を参考値として取りまとめています。

#### 【令和 2 (2020) 年度 航空機騒音調査結果】

測定地点	騒音発生回数(N)	Lden (dB)
健康福祉事務センター	22	49
小川町一丁目地域センター	41	55
小川町一丁目地域センター	43	56
健康福祉事務センター	23	49

### (5) 地盤沈下

地盤沈下の主たる原因は、工場等による地下水揚水です。環境確保条例では、地下水揚水規制を行うとともに揚水量の報告義務（全ての揚水施設が対象。ただし、一戸建て住宅で家事用のみに使用するものは、揚水機の出力 300 W を超える揚水施設のみ対象。平成 28 (2016) 年 7 月 1 日施行）を課しています。市では、工場等 77 事業所の報告を受けています。

#### 【地下水揚水量推移】

(単位：m<sup>3</sup>)

区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
工場	991, 191	880, 070	887, 577	835, 071	649, 757
指定作業場等	858, 750	834, 504	869, 257	791, 717	754, 537
水道事業	5, 122, 900	4, 708, 700	3, 918, 900	4, 271, 800	2, 808, 300
合計	6, 972, 841	6, 423, 274	5, 675, 734	5, 897, 588	4, 212, 594

### (6) 悪臭

悪臭とは、人が感知できる臭気のうち、不快なもののことをいいます。騒音と同様に、心理的、主観的な面が大きく影響する公害です。東京都では、人間の臭いの感覚を数値化した臭気指数を用いた悪臭規制を行っています。

### (7) 公害関係の苦情

市民の最も身近な行政機関である市には、さまざまな苦情が寄せられます。市民から寄せられる苦情は、市内の環境状況を端的に反映する指標といえます。公害に関する苦情としては、近年の傾向として、工場や事業場に比べ、一般家庭等を公害発生源として寄せられるものが大多数を占めています。令和 2 (2020) 年度に処理した公害関係苦情は 80 件でした。苦情の内容としては、ばい煙と騒音が主となっています。

#### 【公害関係の苦情の推移】

年度	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合計
2016	21	8	0	18	0	41	7	0	95
2017	35	5	0	6	0	38	7	1	92
2018	24	0	0	6	0	40	14	4	88
2019	13	5	0	5	0	30	4	0	57
2020	22	3	0	6	0	36	12	1	80

## 2 化学物質対策

### (1) 有害化学物質の環境リスクに関する情報収集及び提供

化学物質は、わたしたちの生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものです。一方で、適正に管理しなければ、人や動植物に悪い影響を及ぼすおそれがあります。大気や河川、海などの環境中に出された化学物質が、人や動植物に悪影響を及ぼす可能性を、化学物質の「環境リスク」といい、有害性の強度及び体に取り込む量（暴露量）によって決まります。

化学物質に関する理解を深めていただくために、市では、ホームページに化学物質に関する記事を掲載し、情報を提供しています。また、国や東京都からも化学物質に関するさまざまな情報が提供されています。

#### 【国や東京都の化学物質に関する情報提供】

環境省	「保健・化学物質対策」 「かんたん化学物質ガイド」
厚生労働省	「化学物質の安全対策サイト」
経済産業省	「化学物質管理」
東京都環境局	「化学物質対策」

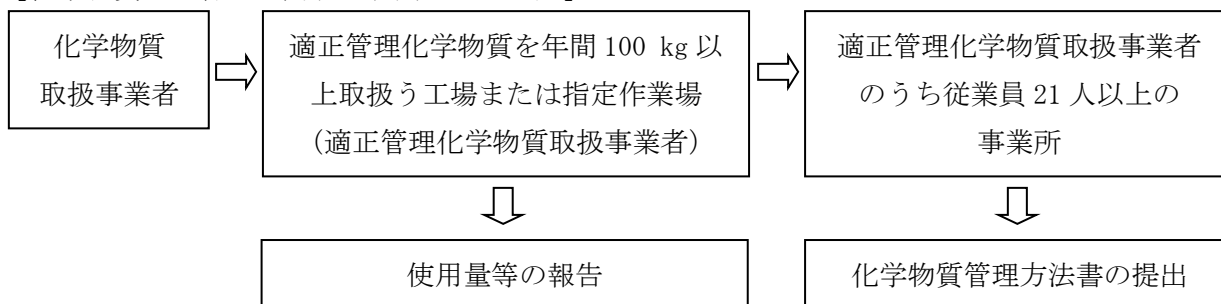
#### 【令和2（2020）年度の届出提出状況】

使用量等の届出受理件数	21 件
管理方法書受理件数	0 件

### (2) 化学物質の適正管理

東京都は、環境確保条例で定める適正管理化学物質を取り扱う事業者に対し、自主的な適正管理を求め、化学物質の排出の抑制を図っています。

#### 【化学物質適正管理に関する届出のフロー図】



#### 【令和2（2020）年度業種別報告件数】

業種	件数
燃料小売業	11
電気メッキ業	1
その他	9



【適正管理化学物質（59 物質）】

	物質名		物質名		物質名
1	アクロレイン	21	四塩化炭素	41	ニッケル
2	アセトン	22	1,2-ジクロロエタン	42	ニッケル化合物
3	イソアミルアルコール	23	1,1-ジクロロエチレン	43	二硫化炭素
4	イソプロピルアルコール	24	1,2-ジクロロエチレン	44	砒素及びその無機化合物
5	エチレン	25	1,3-ジクロロプロペン	45	ポリ塩化ビフェニル
6	塩化スルホン酸	26	ジクロロメタン	46	ピリジン
7	塩化ビニールモノマー	27	シマジン	47	フェノール
8	塩酸	28	臭素化合物（臭化メチルに限る）	48	ふっ化水素及びその水溶性塩
9	塩素	29	硝酸	49	ヘキサン
10	カドミウム及びその化合物	30	水銀及びその化合物	50	ベンゼン
11	キシレン	31	スチレン	51	ホルムアルデヒド
12	クロム及び三価クロム化合物	32	セレン及びその化合物	52	マンガン及びその化合物
13	六価クロム化合物	33	チウラム	53	メタノール
14	クロロピクリン	34	チオベンカルブ	54	メチルイソブチルケトン
15	クロロホルム	35	テトラクロロエチレン	55	メチルエチルケトン
16	酢酸エチル	36	1,1,1-トリクロロエタン	56	有機燐化合物（EPNに限る）
17	酢酸ブチル	37	1,1,2-トリクロロエタン	57	硫酸
18	酢酸メチル	38	トリクロロエチレン	58	ほう素及びその化合物
19	酸化エチレン	39	トルエン	59	1,4-ジオキサン
20	シアン化合物（錯塩及びシアニドを除くシアン化合物）	40	鉛及びその化合物		

### 3 放射線、放射性物質

#### (1) 空間放射線量測定状況

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が一般環境中に放出され、市民生活にも大きな不安と混乱が生じました。

東京都では、従来から新宿区百人町の東京都健康安全研究センターで空間放射線量を常時監視していますが、放射線の影響をより詳細に把握するため、市内中島町の東京都薬用植物園にモニタリングポストを設置し、平成 23（2011）年 12 月 1 日から測定結果の公表を開始しました。

【令和 2（2020）年度モニタリングポストの測定結果】（単位：マイクログレイ/時）

測定場所	測定値	平均値
新宿区	0.030～0.075	0.038
小平市	0.025～0.094	0.031

※グレイは放射線が物質に当たった時のエネルギー量を表し、大気中の放射線量 1 グレイは 1 シーベルトに換算できます。

※新宿区の震災前の測定値は 0.028～0.079 マイクログレイ/時の間で推移し、平均値は概ね 0.035 マイクログレイ/時でした。

市では、平成 23 (2011) 年 7 月より市内 6 か所を定点とし、定期的に空間放射線量測定を行っています。また、同年 11 月には、雨どいの下や側溝といった放射性物質が滞留しやすい箇所の放射線量測定を実施し、一部の施設で局所的に放射線量が高い箇所の除染を行いました。

市内の放射線量は、地上 1 m で 0.05～0.07 マイクロシーベルト/時で、年間被ばく量に換算すると、0.05～0.16 ミリシーベルトに相当し、一般住民の平常時の被ばく線量限度 1 ミリシーベルトを大きく下回り、低く安定した状態を維持しています。

**【令和 2 (2020) 年度 市内放射線量測定結果】 (単位：マイクロシーベルト/時)**

測定場所	測定値	平均値
小平第一小学校	0.06 ～ 0.06	0.06
小平第二小学校	0.05 ～ 0.06	0.05
小平第五小学校	0.05 ～ 0.07	0.06
上水中学校	0.05 ～ 0.07	0.06
大沼保育園	0.05 ～ 0.06	0.06
上宿保育園	0.06 ～ 0.07	0.06

※測定値は地上 1 m 地点での値

## 4 有害鳥獣・衛生害虫等対策

### (1) カラス

カラスは、4 月から 7 月末頃に、子育ての時期に入ります。この時期のカラスは子ガラスを守るために巣に近づく人や物に威嚇をすることがあります。しかし、むやみに捕獲・駆除することはできません。

東京都では、増加してしまっているカラス対策として、カラストラップの設置や大規模ねぐらの巣の撤去を行っています。

市では、威嚇などにより生活環境に影響を与える場合にのみ、巣の撤去を行っています。

**【カラスの巣等撤去実績の推移】**

年度	巣の撤去	巣落ちカラス引取
2016	2	1
2017	1	0
2018	0	2
2019	0	0
2020	3	0



カラスの巣

## (2) ハクビシン・アライグマ・タヌキ

ハクビシンやアライグマ、タヌキの目撃情報は市内でもありますが、むやみに近づいたり、触ったりしなければ心配はありません。

家屋に侵入して糞尿をするなど生活環境に影響がある場合は、相談を受け付けています。

### 【捕獲動物引取実績の推移】

年度	相談件数	引取頭数
2016	21	11
2017	23	5
2018	23	8
2019	23	3
2020	15	2

## (3) ねずみ

屋内で見られるねずみを「家ねずみ」と呼び、ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミの3種類がいます。ねずみは感染症等を媒介するため、市では、駆除方法等の相談を受け付けています。

## (4) スズメバチ

スズメバチは、人の日常生活の活動範囲内に営巣すると危険度の高いハチです。市では、公共施設にスズメバチの巣がある場合は、巣の駆除を行っています。

### 【ハチの相談・駆除件数の推移】

年度	直営	委託	合計
2016	203	22	225
2017	161	23	184
2018	145	20	165
2019	118	26	144
2020	87	15	102



左：スズメバチの巣、右：アシナガバチの巣

## (5) 樹木害虫防除

公共施設等の樹木に発生する害虫の駆除を実施しています。

家庭内の駆除は自己防除をお願いしています。市では、年間を通じ、高枝切り機等を貸し出しています。

### 【公共施設における樹木害虫防除実績推移】

年度	件数	本数
2016	34	202
2017	35	228
2018	5	20
2019	7	25
2020	16	157

### 【高枝切り機等貸し出し台数の推移】

年度	高枝切り機	高枝ばさみ
2016	59	49
2017	52	36
2018	55	45
2019	46	38
2020	28	35

## 5 あき地管理の適正化指導

あき地の管理が適正に行われないと雑草が繁茂し、火災、犯罪、害虫等の発生原因となります。市では、小平市あき地の管理の適正化に関する条例に基づき、あき地の所有者等に適正に管理してもらうため、年数回の調査を行い、必要に応じて除草の勧告を行っています。

### 【除草の方法について】

雑草の除去方法については、周辺環境への配慮から極力除草剤の散布ではなく、草の刈り取りで行っていただくようお願いしています。雑草の刈り取りは、春から夏にかけての害虫発生時期と秋から冬にかけての火災発生のおそれがある時期の最低年2回（できれば3回以上）が必要です。

### 【あき地の雑草等除去実績推移】

(面積単位：m<sup>2</sup>)

年度	把握あき地		勧告		委託	
	総筆数	総面積	件数	面積	件数	面積
2016	30	6,297	29	4,716	4	785
2017	23	4,365	26	4,909	2	408
2018	20	3,527	20	7,283	2	355
2019	12	2,856	12	2,126	2	538
2020	11	2,664	14	2,430	0	0

## 6 飼育動物等の適切な管理

### (1) 畜犬登録

狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務を行っています。

畜犬登録は、生後91日以上の子犬に生涯で1回の登録が義務づけられています。

登録時に交付される鑑札は、狂犬病予防注射済票とともに、必ず犬の首輪などにつけることが義務づけられています。万一、迷子になって保護されたときに犬の迷子札としても役立ちます。

### 【畜犬登録頭数の推移】

年度	頭数
2016	8,238
2017	8,184
2018	8,000
2019	8,008
2020	8,019



犬鑑札



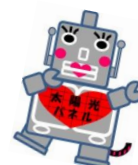
注射済票

### (2) 狂犬病予防注射

狂犬病予防法に基づき、狂犬病予防注射済票交付事務を行っています。狂犬病予防注射は、年1回の接種が義務づけられています。

### 【狂犬病予防注射済票交付数の推移】

年度	2016	2017	2018	2019	2020
交付数	5,915	5,852	5,813	5,734	5,658
再交付数(内数)	12	9	7	12	8



### (3) 屋外集合注射

市では、毎年4月に屋外集合注射会場を設けて狂犬病予防注射を行っています。

定期集合注射で狂犬病予防注射を受けた場合、その場で注射済票の交付が受けられます。会場で狂犬病予防注射と注射済票の交付が受けられますので、市役所への手続きは不要となります。

#### 【屋外集合注射実績の推移】

年度	2016	2017	2018	2019	2020
会場数	8	8	8	8	中止
交付数	429	405	391	412	

※令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため全会場中止。

### (4) 捕獲犬の抑留公示

狂犬病予防法第6条第1項の規定により、所有者の判明しない犬を東京都動物愛護相談センター狂犬病予防員が抑留したときは、市町村長へ通知しなければなりません。通知を受けた市町村長は、同条第8項の規定により、「当該犬の種類、捕獲日、捕獲場所等を2日間公示する。」こととなっています。

### (5) 引取收容動物の公示

東京都動物の愛護及び管理に関する条例第24条第1項の規定により、「都知事は、所有者の判明しない犬、猫等を引取りまたは收容したときは、当該動物の種類、收容等の日時、場所等を2日間公示する。」こととなっています。市は、都の委任を受けて公示を行っています。

#### 【捕獲犬抑留公示実績の推移】

年度	件数	頭数
2016	5	5
2017	6	10
2018	0	0
2019	5	5
2020	1	1

#### 【引取收容動物公示実績の推移】

年度	件数	犬	猫
2016	9	0	9
2017	2	0	2
2018	3	0	3
2019	5	0	5
2020	4	0	4

### (6) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助

市では、飼い主のいない猫によるフン・尿、鳴き声、ごみあさりなどといった被害を減らして生活環境を保持することを目的に、飼い主のいない猫を管理する活動を行うボランティア団体を支援するため、市内に生息する飼い主のいない猫に受けさせる不妊手術や去勢手術にかかる費用の一部を補助しています。また、令和元（2019）年度から公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業の行政枠チケットの取扱いを開始しました。

【飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助事業の推移】

年度	登録団体	活動地域	手術費補助	さくらねこチケット
2016	8	15	33 匹	—
2017	14	44	86 匹	—
2018	20	91	118 匹	—
2019	18	93	86 匹	143 匹
2020	18	93	31 匹	151 匹



飼い猫の適正飼養と飼い主のいない猫対策リーフレット

(7) ペット情報登録制度

飼育している動物（ペット）について、何らかの事情で手放さなければならない方と、新たに動物の飼育を希望する方を登録し、両者を紹介することにより、動物の遺棄防止等動物愛護の意識高揚と環境保全を図ることを目的に平成 10（1998）年度から実施しています。

【ペット情報登録実績】

年度	現飼育者			飼育希望者			成立	
	犬	猫	その他	犬	猫	その他	犬	猫
2016	0	4	0	0	1	0	0	0
2017	0	0	0	0	0	0	0	0
2018	0	0	0	1	0	0	0	0
2019	0	0	0	0	0	0	0	0
2020	0	0	0	0	0	0	0	0